## 「大府市ふれあい制度」事故報告書(**第1号様式**) 作成にあたっての注意事項



- ※「大府市ふれあい制度」事故報告書は、ケガの状況の全くわからない保険会社の方が審査します。 「大府市ふれあい制度」事故報告書の裏面の記入例を参考に、第3者でもわかるような書類作成 (書類添付)を心がけてください。
- 1.「大府市ふれあい制度」事故報告書は、<u>事故発生日から14日以内</u>に提出してください。(<u>期限</u> 厳守)
- 2. 指導者または代表者と事故者が同一人物というケースは認められません。<u>代表者が事故した場合は、指導者または副代表者が事故報告書を作成してください。</u>
- 3. 傷病名は、<u>部位とわかる範囲で正式名称</u>を記入してください。(例:右手人差し指第2関節乖離 骨折)
- 4. <u>病気、野球肩・野球ひじ、けんしょう炎、他覚症状のないむちうち症や腰痛</u>などは保険の適用 対象外です。
- 5. 添付書類として、①会員名簿、②活動計画、③規約等が必要です。
  - ①会員名簿は、<u>代表者・指導者・事故者の名前が全て掲載されている名簿</u>を提出すること。<u>参</u>加者に○、もしくは不参加者に×を記入し、当日の出欠状況を明らかにしてください。
  - ②活動計画は、<u>活動日・時間・場所が明記されている書類</u>を提出すること。ない場合は、<u>施設</u>利用許可書等のコピーでもよい。
  - ③団体の概要を把握できる資料は、<u>団体の規約(会則でも可)</u>を提出すること。また、大会・ 競技会中の事故の場合は、大会の実施要綱等(冊子等)を提出すること。
- 6. 「大府市ふれあい制度」事故報告書の記入事項と添付書類①②③の整合性を確認してください。 (団体で管理している名前や住所、生年月日等が間違っている場合があります。)
- 7. 会場(集合場所)への行き帰りの途中の事故は地図をつけてください。ルートを赤で示し、時間等の細かな情報を書き入れてください。自宅から会場(集合場所)へのルートは最短であり、その経路途中の事故であることが条件です。(寄り道等していて、ルートから外れている場合は適用になりません。)